

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 六の七 （略）</p> <p>六の八 （クロロメチル）ベンゼン及びこれを含有する製剤</p> <p>六の九 （略）</p> <p>六の十 六の十四 （略）</p> <p>七 六の四 （略）</p> <p>二十六の五 メタンスルホニルクロリド及びこれを含有する製剤</p> <p>二十六の六 （略）</p> <p>二十六の七 六の十一 （略）</p> <p>二十六の十二 ニーメルカプトエタノール及びこれを含有する製剤。</p> <p>ただし、ニーメルカプトエタノール一〇%以下を含有するものを除</p>	<p>（毒物）</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 六の六 （略）</p> <p>六の七 三ークロロ一・二ープロパンジオール及びこれを含有する製剤</p> <p>（新設）</p> <p>六の八 五塩化燐及びこれを含有する製剤</p> <p>六の九 六の十三 （略）</p> <p>七 六の四 （略）</p> <p>二十六の四 ホスゲン及びこれを含有する製剤</p> <p>（新設）</p> <p>二十六の五 メチルシクロヘキシルー四ークロルフエニルチオホスフエイト及びこれを含有する製剤。ただし、メチルシクロヘキシルー四ークロルフエニルチオホスフエイト一・五%以下を含有するものを除く。</p> <p>二十六の六 六の十 （略）</p> <p>二十六の十一 ニーメルカプトエタノール及びこれを含有する製剤</p>

く。

二十七～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～二十四 (略)

二十四の二 グリコール酸及びこれを含有する製剤。ただし、グリコール酸三・六%以下を含有するものを除く。

二十五～三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (114) (略)

(115) | ニ・ニ・ニートリフルオロエチル | 「(一S) | — | シアノー

(116) | ニーメチルプロピル | カルバマート及びこれを含有する製剤
(略)

二十七～三十一 (略)

(劇物)

第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。

一～二十三 (略)

二十四 無機銀塩類。ただし、塩化銀及び雷酸銀を除く。
(新設)

二十五 クレゾールを含有する製剤。ただし、クレゾール5%以下を含有するものを除く。

二十六～三十一の三 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) (113) (略)

(114) ニートリデセンニトリルと三ートリデセンニトリルとの混合物
(ニートリデセンニトリル80%以上84%以下を含有し、かつ、三ートリデセンニトリル一五%以上一九%以下を含有するものに限る。) 及びこれを含有する製剤

(新設)

(115) | ニ・ニ・三 | トリメチル | — | シクロペンテンアセトニトリル
一〇%以下を含有する製剤

(117) |
 | (177) |
 (略)

三十三〜八十 (略)

八十の二 ビス(二―エチルヘキシル) || 水素 || ホスファート及びこ
れを含有する製剤。ただし、ビス(二―エチルヘキシル) || 水素 ||
ホスファート二%以下を含有するものを除く。

八十の三 (略)

八十の四〜八十の六 (略)
八十一〜八十五の四 (略)

八十五の五 ブチル(トリクロロ)スタナン及びこれを含有する製
剤

八十五の六 (略)

八十五の七 二―セカンダリーブチルフェノール及びこれを含有する
製剤

八十五の八 (略)

(116) |
 | (176) |
 (略)

三十三〜七十九 (略)

八十 ピクリン酸塩類。ただし、爆発薬を除く。

(新設)

八十の二 S・S―ビス(一―メチルプロピル) || O―エチル || ホス
ホロジチオアート(別名カズサホス) 一〇%以下を含有する製剤。
ただし、S・S―ビス(一―メチルプロピル) || O―エチル || ホス
ホロジチオアート三%以下を含有する徐放性製剤を除く。

八十の三〜八十の五 (略)

八十一〜八十五の三 (略)

八十五の四 t―ブチル || (E)― | 四― | (一・三―ジメチル―五―フ
エノキシ―四―ピラゾリルメチレンアミノオキシメチル) ベンゾア
ート及びこれを含有する製剤。ただし、t―ブチル || (E)― | 四― |
(一・三―ジメチル―五―フェノキシ―四―ピラゾリルメチレンア
ミノオキシメチル) ベンゾアート五%以下を含有するものを除く。
(新設)

八十五の五 N―ブチルピロリジン

(新設)

八十五の六 二―t―ブチル―五― | (四―t―ブチルベンジルチオ)
―四―クロロピリダジン―三(二H)―オン及びこれを含有する製

八十五の九〜八十五の十一 (略)

八十六〜九十八 (略)

九十八の二 無水酢酸及びこれを含有する製剤

九十八の三 無水マレイン酸及びこれを含有する製剤

九十八の四 (略)

九十八の五 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤。

ただし、メタバナジン酸アンモニウム〇・〇〜一%以下を含有するものを除く。

九十八の六 (略)

九十八の七〜九十八の十二 (略)

九十九〜百の十五 (略)

百の十六 二―メルカプトエタノール一〇%以下を含有する製剤。た

だし、容量二〇リットル以下の容器に収められたものであつて、二―メルカプトエタノール〇・一%以下を含有するものを除く。

百の十七 (略)

百の十八 (略)

百一〜百九 (略)

2 (略)

剤

八十五の七〜八十五の九 (略)

八十六〜九十七 (略)

九十八 無水クロム酸を含有する製剤

(新設)

(新設)

九十八の二 メタクリル酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタク

リル酸二五%以下を含有するものを除く。

九十八の三 メタバナジン酸アンモニウム及びこれを含有する製剤

九十八の四 メタンアルソン酸カルシウム及びこれを含有する製剤

九十八の五〜九十八の十 (略)

九十九〜百の十四 (略)

百の十五 二―メトキシ―一・三・二―ベンゾジオキサホスホリン―
二―スルフィド及びこれを含有する製剤

(新設)

百の十六 モネンシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製

剤。ただし、モネンシンとして八%以下を含有するものを除く。

百の十七 (略)

百一〜百九 (略)

2 (略)